

令和5年2月香川県議会定例会議案

香 川 県



## 令和5年2月県議会定例会議案一覧

第 1 号	令和5年度香川県一般会計予算議案	1
第 2 号	令和5年度香川県特別会計予算議案	25
第 3 号	令和5年度香川県立病院事業会計予算議案	71
第 4 号	令和5年度香川県流域下水道事業会計予算議案	77
第 5 号	令和4年度香川県一般会計補正予算議案	81
第 6 号	香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案	89
第 7 号	香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案	92
第 8 号	香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案	94
第 9 号	香川県企業誘致条例の一部を改正する条例議案	95
第 10 号	香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案	98
第 11 号	公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	102
第 12 号	香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部を改正する条例議案	103
第 13 号	香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例議案	104
第 14 号	香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する 条例議案	107
第 15 号	香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	108
第 16 号	香川県認定こども園の認定の要件に関する条例及び香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を 改正する条例議案	109
第 17 号	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例議案	111

第 18 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案	112
第 19 号	香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案	113
第 20 号	香川県文化芸術振興計画の策定について	114
第 21 号	第 2 期香川県健やか子ども支援計画の変更について	115
第 22 号	財産の処分について	116
第 23 号	権利の放棄について	117
第 24 号	権利の放棄について	118
第 25 号	流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について	120
第 26 号	工事請負契約の変更について	121
第 27 号	工事請負契約の変更について	122
第 28 号	公平委員会の事務の受託の変更について	123
第 29 号	包括外部監査契約の締結について	124
第 30 号	訴訟の提起について	125

令和5年度当初予算

一般会計

(第1号)



## 第1号

# 令和5年度香川県一般会計予算議案

令和5年度香川県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ488,320,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、95,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 129,177,012
	1 県 民 税	38,601,000
	2 事 業 税	31,703,000
	3 地 方 消 費 税	32,407,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,227,000
	5 県 た ば こ 税	1,058,000



	6 ゴルフ場利用税	340,000
	7 軽油引取税	9,267,000
	8 自動車税	13,570,000
	9 鉦区税	11
	10 狩猟税	4,000
	11 旧法による税	1
2 地方消費税清算金		51,630,000
	1 地方消費税清算金	51,630,000
3 地方譲与税		15,591,700
	1 特別法人事業譲与税	14,100,000
	2 地方揮発油譲与税	1,280,000

	3 石油ガス譲与税	46,000
	4 自動車重量譲与税	134,000
	5 森林環境譲与税	23,700
	6 航空機燃料譲与税	8,000
4 地方特例交付金		602,000
	1 地方特例交付金	602,000
5 地方交付税		124,100,000
	1 地方交付税	124,100,000
6 交通安全対策特別交付金		315,000
	1 交通安全対策特別交付金	315,000
7 分担金及び負担金		2,210,528

	1 分 担 金	71,528
	2 負 担 金	2,139,000
8 使用料及び手数料		5,969,985
	1 使 用 料	4,270,112
	2 手 数 料	1,699,873
9 国庫支出金		62,104,246
	1 国庫負担金	23,509,391
	2 国庫補助金	37,782,321
	3 委 託 金	812,534
10 財 産 収 入		618,374
	1 財 産 運 用 収 入	312,163

	2 財 産 売 払 収 入	306,211
11 寄 附 金		33,399
	1 寄 附 金	33,399
12 繰 入 金		17,281,064
	1 特 別 会 計 繰 入 金	962,652
	2 基 金 繰 入 金	16,318,412
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		47,169,691
	1 延滞金、加算金及び過料等	165,985
	2 県 預 金 利 子	166

	3 公營企業貸付金元利収入	130,116
	4 貸付金元利収入	39,519,375
	5 受託事業収入	655,013
	6 収益事業収入	2,244,823
	7 雑収入	4,454,213
15 県債		31,517,000
	1 県債	31,517,000
歳入合計		488,320,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,202,378
	1 議 会 費	1,202,378
2 総 務 費		26,399,457
	1 総 務 管 理 費	10,893,561
	2 企 画 費	7,593,972
	3 徴 税 費	4,826,286
	4 市 町 村 振 興 費	861,551
	5 選 挙 費	385,076
	6 防 災 費	1,265,634

	7 統計調査費	326,267
	8 人事委員会費	117,429
	9 監査委員費	129,681
3 民生費		72,218,037
	1 社会福祉費	55,310,254
	2 児童福祉費	14,698,052
	3 生活保護費	2,198,172
	4 災害救助費	11,559
4 衛生費		28,249,086
	1 公衆衛生費	17,996,657
	2 環境衛生費	3,921,067

	3 保 健 所 費	1,366,234
	4 医 藥 費	4,965,128
5 勞 働 費		1,233,123
	1 勞 政 費	638,501
	2 職 業 訓 練 費	411,892
	3 失 業 対 策 費	139,559
	4 勞 働 委 員 会 費	43,171
6 農 林 水 産 業 費		17,472,021
	1 農 業 費	6,196,703
	2 畜 産 業 費	929,160
	3 農 地 費	7,324,254



	4 林業費	1,806,693
	5 水産業費	1,215,211
7 商工費		50,068,011
	1 商工業費	46,860,878
	2 観光費	3,207,133
8 土木費		37,395,938
	1 土木管理費	2,687,207
	2 道路橋梁費	17,320,199
	3 河川海岸費	9,809,265
	4 港湾費	3,752,104
	5 都市計画費	2,237,954

	6 住 宅 費	1,589,209
9 警 察 費		25,927,356
	1 警 察 管 理 費	24,046,079
	2 警 察 活 動 費	1,881,277
10 教 育 費		94,148,372
	1 教 育 總 務 費	13,258,063
	2 義 務 教 育 費	43,216,791
	3 高 等 学 校 費	21,150,014
	4 特 別 支 援 学 校 費	7,919,917
	5 社 会 教 育 費	980,101
	6 保 健 体 育 費	7,623,486

11 災 害 復 旧 費		5,765,390
	1 農林水産施設災害復旧費	3,443,000
	2 土木施設災害復旧費	2,322,390
12 公 債 費		61,842,107
	1 公 債 費	61,842,107
13 諸 支 出 金		66,348,724
	1 公 営 企 業 費	3,709,723
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	32,026,000
	3 利 子 割 交 付 金	87,000
	4 配 当 割 交 付 金	846,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	660,000

	6 法人事業税交付金	2,567,000
	7 地方消費税交付金	25,940,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	238,000
	9 環境性能割交付金	275,000
	10 旧法による 自動車取得税交付金	1
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		488,320,000

## 第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税返礼品贈呈事業	令 和 6 年 度	千円 9,000
県立ミュージアム等 清掃業務委託事業	令 和 6 年 度	9,300
オープンデータ推進事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 11 年 度 まで	7,200
本庁舎清掃業務委託事業	令 和 6 年 度	42,964
本庁舎警備業務委託事業	令 和 6 年 度	39,606
図書館・文書館業 清掃業務委託事業	令 和 6 年 度	18,284
図書館・文書館業 警備業務委託事業	令 和 6 年 度	8,105
自動車税（種別割） 納税通知書等印刷事業	令 和 6 年 度	18,723
全国情報発信推進事業	令 和 6 年 度	15,000
県政広報推進事業	令 和 6 年 度	154,232

環境保健研究センター E S C O 事業	令和6年度から 令和15年度まで	38,860
地域連携精神医学寄附講座 設置事業	令和6年度から 令和9年度まで	112,000
一般向け夜間救急電話相談事業	令和6年度から 令和8年度まで	22,500
小児向け夜間救急電話相談事業	令和6年度から 令和8年度まで	30,600
次期広域災害・救急・周産期医療 情報システム開発・運用事業	令和6年度から 令和11年度まで	331,256
病床機能分化連携基盤整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	244,000
再就職促進訓練事業	令和6年度から 令和7年度まで	72,713
障害者職業能力開発事業	令和6年度	220
職業訓練充実経費	令和6年度	528
香川県栗島海洋記念公園 施設整備事業	令和6年度から 令和9年度まで	300,300
道路維持修繕事業	令和6年度	710,000
河川海岸維持修繕事業	令和6年度	100,000
砂防維持修繕事業	令和6年度	40,000

ダムメンテナンス事業 (粟井ダム)	令和6年度	150,000
高松港維持管理事業 (港湾施設維持修繕工事)	令和6年度	20,000
高松港コンテナターミナル等 警備業務委託事業	令和6年度	28,500
港湾維持修繕事業	令和6年度	25,000
サンポート高松地区 都市再生整備事業	令和6年度	558,400
既設公営住宅改善事業	令和6年度	612,523
警察本部庁舎清掃委託費	令和6年度	8,899
警察施設維持管理事業 (警察施設電気代)	令和6年度	261,047
運転者管理システム改修事業	令和6年度	175,807
運転者管理システム運用事業	令和6年度から 令和12年度まで	636,931
IC運転免許証作成機器整備事業 (善通寺運転免許更新センター)	令和6年度から 令和12年度まで	26,758
放置駐車違反車両確認業務 委託事業(高松地区)	令和6年度から 令和8年度まで	69,000
放置駐車違反車両確認業務 委託事業(中讃地区)	令和6年度から 令和8年度まで	41,190

老朽校舎等改築事業	令和6年度	1,418,899
特別支援学校教室不足解消事業	令和6年度から 令和10年度まで	230,340
県立丸亀競技場 施設整備・改修事業	令和6年度	89,059
図書館情報システム運営事業	令和6年度から 令和11年度まで	204,136
屋島少年自然の家 清掃業務委託事業	令和6年度	8,715
香川県立アリーナ備品整備事業	令和6年度	592,000
電子契約システム運用事業	令和6年度から 令和9年度まで	5,940
本会議等中継発信事業	令和6年度	369
香川県議会ペーパーレス会議 システム運用事業	令和6年度から 令和9年度まで	27,725
香川県信用保証協会 に対する損失補償	令和5年度から 令和22年度まで	香川県信用保証協会が令和5年度においてフロンティア融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額に相当する額



<p>香 川 県 信 用 保 証 協 会 に 対 す る 損 失 補 償</p>	<p>令 和 5 年 度 か 令 和 22 年 度 ま ら び</p>	<p>香川県信用保証協会が令和5年度において中小企業再生支援融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額のうち、取扱金融機関と香川県信用保証協会が補填した残額に相当する額</p>
<p>公 益 財 団 法 人 香 川 県 農 地 機 構 に 対 す る 損 失 補 償</p>	<p>令 和 5 年 度 か 令 和 15 年 度 ま ら び</p>	<p>令和5年度において、公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益財団法人香川県農地機構に対して農業経営基盤強化促進法に定められた農地売買等事業に係る農用地等の買入資金及び農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図るための業務に要する経費として5,000万円の範囲内で無利子融資する額について、償還期限（機構が期限の利益を喪失した場合には期限の利益の喪失日）後、あるいは機構が破産、民事再生、その他これに類似する法的整理手続開始の申立てを受けた後、機構の保有資産の処分等による弁済を行う等してもなお未弁済額が残存する場合を弁済不能となり損失が発生したものとし、かかる未弁済額と延滞金及び違約金の合計額</p>

第3表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	千円 551,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
地域振興費	701,000	同上	同上	同上
直轄空港整備費負担金	47,000	同上	同上	同上
文化振興費	18,000	同上	同上	同上
防災総務費	183,000	同上	同上	同上
障害者福祉費	197,000	同上	同上	同上
老人福祉費	18,000	同上	同上	同上
児童福祉施設等事業費	15,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備費	10,000	同上	同上	同上
自然保護費	10,000	同上	同上	同上

環 境 保 全 費	231,000	同 上	同 上	同 上
医 務 費	83,000	同 上	同 上	同 上
農 地 総 務 費	22,000	同 上	同 上	同 上
土 地 改 良 費	419,000	同 上	同 上	同 上
香川用水関連土地改良費	209,000	同 上	同 上	同 上
農 地 防 災 事 業 費	652,000	同 上	同 上	同 上
林 業 振 興 事 業 費	28,000	同 上	同 上	同 上
林 道 費	81,000	同 上	同 上	同 上
治 山 費	336,000	同 上	同 上	同 上
漁 港 建 設 費	83,000	同 上	同 上	同 上
商 工 業 総 務 費	34,000	同 上	同 上	同 上
産 業 技 術 セ ン タ ー 費	2,000	同 上	同 上	同 上

観 光 施 設 費	30,000	同 上	同 上	同 上
観 光 交 流 費	22,000	同 上	同 上	同 上
直轄国道改築費負担金	1,662,000	同 上	同 上	同 上
地方道路整備事業費	3,681,000	同 上	同 上	同 上
道路橋梁新設改良費	2,489,000	同 上	同 上	同 上
河川海岸総務費	479,000	同 上	同 上	同 上
自然災害防止事業費	1,623,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川改修費負担金	270,000	同 上	同 上	同 上
河 川 改 良 費	1,163,000	同 上	同 上	同 上
河 川 総 合 開 発 費	765,000	同 上	同 上	同 上
砂 防 費	443,000	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊対策費	79,000	同 上	同 上	同 上

海岸保全費	54,000	同上	同上	同上
直轄港湾改修費負担金	83,000	同上	同上	同上
港湾補修費	119,000	同上	同上	同上
港湾建設費	762,000	同上	同上	同上
都市計画総務費	70,000	同上	同上	同上
都市計画事業費	35,000	同上	同上	同上
街路事業費	351,000	同上	同上	同上
公営住宅建設費	294,000	同上	同上	同上
警察施設整備事業費	146,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業費	386,000	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業費	1,261,000	同上	同上	同上
特別支援学校費	152,000	同上	同上	同上

体 育 施 設 費	5,041,000	同 上	同 上	同 上
現年農業施設災害復旧費	154,000	同 上	同 上	同 上
現年災害土木復旧費	666,000	同 上	同 上	同 上
令和3年災害土木復旧費	1,000	同 上	同 上	同 上
現年港湾災害土木復旧費	6,000	同 上	同 上	同 上
単独県費災害土木復旧費	300,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	5,000,000	同 上	同 上	同 上
計	31,517,000			

令和5年度当初予算

特 別 会 計

(第 2 号)





## 令和5年度香川県特別会計予算議案

令和5年度香川県特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、次の各号に掲げる特別会計ごとに歳入歳出それぞれ当該各号に掲げる額とする。

1	母子父子寡婦福祉資金特別会計	148,524千円
2	中小企業高度化資金特別会計	150,721
3	臨海工業地帯造成事業特別会計	2,009,472
4	集中管理特別会計	94,760,983
5	証紙特別会計	2,666,001
6	栗林公園特別会計	343,259
7	吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	456,084
8	番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	265,930
9	林業・木材産業改善資金特別会計	30,528
10	沿岸漁業改善資金特別会計	40,482
11	駐車場事業特別会計	334,167
12	内陸工業団地造成事業特別会計	922,647
13	県立大学特別会計	851,745
14	奨学金特別会計	465,249
15	県債管理特別会計	71,941,703
16	国民健康保険事業特別会計	93,132,978

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(1) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 14,221
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,221
2 繰 越 金		69,795
	1 繰 越 金	69,795
3 諸 収 入		46,508
	1 貸 付 金 償 還 金	46,507

	2 雑 入	1
4 県 債		18,000
	1 県 債	18,000
歳 入 合 計		148,524

歳 出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付費		148,524 <small>千円</small>
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	148,524
歳 出 合 計		148,524

## (2) 中小企業高度化資金特別会計

## 歳入

款	項	金額
1 繰越金		5,863 <small>千円</small>
	1 繰越金	5,863
2 諸収入		144,858
	1 貸付金償還金	144,855
	2 雑入	3
歳入合計		150,721

歳 出

款	項	金 額
1 貸 付 費		千円 150,721
	1 中 小 企 業 費 高 度 化 資 金 貸 付 費	144,858
	2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 費	5,863
歳 出 合 計		150,721

## (3) 臨海工業地帯造成事業特別会計

## 歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 168,015
	1 使用料	168,015
2 繰入金		427,277
	1 他会計繰入金	427,277
3 諸収入		161,180
	1 雑入	161,180
4 県債		1,253,000



	1 県 債	1,253,000
歳 入 合 計		2,009,472

歳 出		
款	項	金 額
1 臨海工業地帯造成費		千円 1,234,000
	1 高松地区埋築費	825,000
	2 観音寺地区埋築費	298,000
	3 草壁地区埋築費	111,000
2 港湾施設整備費		347,984
	1 港湾施設整備費	347,984
3 公 債 費		427,488
	1 公 債 費	427,488
歳 出 合 計		2,009,472

(4) 集中管理特別会計

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		111,294 <small>千円</small>
	1 他会計繰入金	111,294
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		94,649,688
	1 振替収入	94,640,801
	2 雑収入	8,887
歳入合計		94,760,983

歳 出

款	項	金 額
1 集 中 管 理 費		94,760,983 <small>千円</small>
	1 給 与 集 中 管 理 費	91,503,982
	2 文 書 集 中 管 理 費	153,639
	3 通 信 集 中 管 理 費	154,024
	4 自 動 車 運 行 集 中 管 理 費	85,990
	5 物 品 調 達 費	855,039
	6 機 械 計 算 事 務 費	318,309
	7 光 熱 水 費	1,690,000
歳 出 合 計		94,760,983

(5) 証紙特別会計

歳 入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 2,666,000
	1 証紙収入	2,666,000
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,666,001

歳 出		
款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 2,666,001
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,666,001
歳 出 合 計		2,666,001

(6) 栗林公園特別会計

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 255,299
	1 使用料	255,299
2 財産収入		54
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	53
3 繰入金		78,184
	1 他会計繰入金	78,184

4 諸 収 入		9,722
	1 雑 入	9,722
歳 入 合 計		343,259
歳 出		
款	項	金 額
1 栗 林 公 園 費		343,259 <sup>千円</sup>
	1 栗 林 公 園 費	343,259
歳 出 合 計		343,259



(7) 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計

I 建設勘定

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8,833
	1 財産運用収入	8,833
2 繰入金		303,564
	1 基金繰入金	159,877
	2 貸付勘定繰入金	143,687
歳入合計		312,397

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		千円 159,877
	1 香 川 用 水 管 理 費	159,877
2 基 金 管 理 費		152,520
	1 基 金 管 理 費	152,520
歳 出 合 計		312,397

Ⅱ 貸付勘定

歳入

款	項	金額
1 諸収入		千円 143,687
	1 貸付金元利収入	143,687
歳入合計		143,687

歳出

款	項	金額
1 貸付費		千円 143,687
	1 貸付費	143,687
歳出合計		143,687

## (8) 番 の 州 地 区 臨 海 工 業 用 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計

## 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 4,057
	1 負担金	4,057
2 財産収入		14,330
	1 財産運用収入	14,330
3 繰入金		247,541
	1 基金繰入金	247,541
4 繰越金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		265,930
歳出		
款	項	金額
1 1番の州地区臨海工業用 土地造成費		265,930 千円
	1 1番の州地区埋築費	265,930
歳出合計		265,930

## (9) 林業・木材産業改善資金特別会計

## I 貸付勘定

## 歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1
	1 業務勘定繰入金	1
2 繰越金		26,295
	1 繰越金	26,295
3 諸収入		3,704
	1 貸付金償還金	3,704
歳入合計		30,000

歳 出

款	項	金 額
1 貸 付 費		千円 30,000
	1 林業・木材産業改善資金 貸 付 費	30,000
歳 出 合 計		30,000

Ⅱ 業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 526
	1 一 般 会 計 繰 入 金	526
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 利 子 収 入	1
歳 入 合 計		528



歳 出

款	項	金額
1 運 営 費		千円 528
	1 運 営 費	528
歳 出 合 計		528

## (10) 沿岸漁業改善資金特別会計

## I 貸付勘定

## 歳入

款	項	金額
1 繰入金		10 千円
	1 業務勘定繰入金	10
2 繰越金		34,491
	1 繰越金	34,491
3 諸収入		5,499
	1 貸付金償還金	5,499
歳入合計		40,000

歳 出

款	項	金 額
1 貸 付 費		千円 40,000
	1 沿岸漁業改善資金貸付費	40,000
歳 出 合 計		40,000

Ⅱ 業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 471
	1 一 般 会 計 繰 入 金	471
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		1
	1 利 子 収 入	1
歳 入 合 計		482

歳 出

款	項	金 額
1 運 営 費		千円 482
	1 運 営 費	482
歳 出 合 計		482

## (11) 駐 車 場 事 業 特 別 会 計

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 188,219
	1 使 用 料	188,219
2 財 産 収 入		1,907
	1 財 産 運 用 収 入	1,907
3 繰 入 金		144,038
	1 他 会 計 繰 入 金	144,038
4 繰 越 金		2

	1 繰越金	2
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		334,167
歳出		
款	項	金額
1 駐車場事業費		千円 196,020
	1 駐車場管理事業費	196,020
2 公債費		138,147
	1 公債費	138,147
歳出合計		334,167

## (12) 内 陸 工 業 団 地 造 成 事 業 特 別 会 計

## 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 922,647
	1 財 産 運 用 収 入	27,307
	2 財 産 売 払 収 入	895,340
歳 入	合 計	922,647



歳 出

款	項	金 額
1 内陸工業団地造成費		千円 922,647
	1 高松東地区造成費	922,647
歳 出 合 計		922,647

## (13) 県立大学特別会計

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 227,677
	1 使 用 料	193,203
	2 手 数 料	34,474
2 寄 附 金		200
	1 寄 附 金	200
3 繰 入 金		615,060
	1 他 会 計 繰 入 金	615,060

4 諸 収 入		8,808
	1 受 託 事 業 収 入	400
	2 雑 入	8,408
歳 入 合 計		851,745
歳 出		
款	項	金 額
1 県 立 大 学 費		851,745 <sup>千円</sup>
	1 県 立 大 学 費	851,745
歳 出 合 計		851,745

## (14) 奨学金特別会計

## 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 5
	1 財 産 運 用 収 入	5
2 寄 附 金		5,000
	1 寄 附 金	5,000
3 繰 入 金		92,390
	1 一 般 会 計 繰 入 金	87,353
	2 基 金 繰 入 金	5,037

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		367,853
	1 貸付金償還金	367,851
	2 雑入	2
歳入合計		465,249

歳 出		
款	項	金 額
1 奨学金貸付費		千円 449,311
	1 奨学金貸付費	449,311
2 奨学金給付費		15,938
	1 奨学金給付費	15,938
歳 出 合 計		465,249

(15) 県債管理特別会計

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 61,697,703
	1 他会計繰入金	61,697,703
2 県債		10,244,000
	1 県債	10,244,000
歳 入 合 計		71,941,703

歲 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		71,941,703 <small>千円</small>
	1 公 債 費	71,941,703
歲 出 合 計		71,941,703



## (16) 国民健康保険事業特別会計

## 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 24,590,481
	1 負担金	24,590,481
2 国庫支出金		24,473,367
	1 国庫負担金	16,789,796
	2 国庫補助金	7,683,571
3 療養給付費等交付金		167
	1 療養給付費等交付金	167

4	前期高齢者交付金		36,557,068
	1	前期高齢者交付金	36,557,068
5	共同事業交付金		275,573
	1	共同事業交付金	275,573
6	財産収入		405
	1	財産運用収入	405
7	繰入金		7,233,360
	1	他会計繰入金	5,382,328
	2	基金繰入金	1,851,032
8	諸収入		2,557
	1	雑収入	2,557
		歳入合計	93,132,978

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険 運営事業費		千円 93,130,421
	1 国民健康保険運営事業費	93,130,421
2 諸 支 出 金		2,557
	1 諸 支 出 金	2,557
歳 出 合 計		93,132,978

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
栗林公園活性化事業	令和6年度	千円 8,700
高松港旅客ターミナルビル等 清掃業務委託事業	令和6年度	19,000
高松港旅客ターミナルビル等 警備業務委託事業	令和6年度	24,000
高等学校等奨学事業	令和6年度から 令和9年度まで	143,930
大学生等奨学事業	令和6年度から 令和10年度まで	209,904

第3表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付費	千円 18,000	普通貸借	無利子	融資機関の融資条件による。
臨海工業地帯造成事業費	1,253,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
借換債（県債管理特別会計）	10,244,000	同上	同上	同上
計	11,515,000			



令和5年度当初予算  
香川県立病院事業会計

(第 3 号)





第3号

令和5年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	220,738 人
外 来	341,015 人
(3) 1日平均患者数	
入 院	603 人
外 来	1,404 人
(4) 主な建設改良事業	
医療器械整備事業	1,242,251 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、病院事業費用中、特別損失（建物解体実施設計費）8,108千円の財源に充てるため、企業債8,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 病院事業収益		28,386,751 千円
第1項 医業収益		23,684,660 千円

第2項 医業外収益	4,692,182 千円
第3項 特別利益	9,909 千円

支 出

第1款 病院事業費用	29,835,685 千円
第1項 医業費用	28,820,743 千円
第2項 医業外費用	993,861 千円
第3項 特別損失	21,081 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額765,148千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,992,352 千円
第1項 企業債	1,048,000 千円
第2項 他会計からの長期借入金	71,927 千円
第3項 補助金	121,090 千円
第4項 負担金	751,335 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,757,500 千円
第1項 建設改良費	1,248,605 千円
第2項 企業債償還金	1,438,445 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	70,450 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 6 年 度	13,500 <small>千円</small>
中央病院夜間看護補助者 派遣業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	194,236
丸亀病院医事業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	69,000
丸亀病院清掃業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	42,768
白鳥病院病院情報システム運用保守 業務及び機器保守業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	176,384
白鳥病院清掃業務委託事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	89,298

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県立病院事業 建物解体 事業費	千円 8,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療器械整備 事業費	1,048,000	同上	同上	同上

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,679,614 千円

(2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

へき地医療拠点病院運営費補助 9,205 千円

県立病院運営費補助 31,781 千円

救命救急センター運営費補助 135,280 千円

がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 12,000 千円

搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助 3,541 千円

香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助 4,910 千円

新人看護職員研修事業補助 1,512 千円

香川県感染症指定医療機関運営事業費補助	12,588 千円
産科医等確保支援事業費補助	1,550 千円
救急患者退院コーディネーター事業費補助	6,482 千円
香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助	380,000 千円
香川県ドクターヘリ運航事業費補助	9,500 千円
へき地医療拠点病院設備整備費補助	95,782 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産	種 類	名 称	数 量
	器 械 及 び 備 品	MR装置システム	2 式
	同 上	電子カルテ・医事会計システム等	1 式
	同 上	ネットワーク機器	1 式



令和5年度当初予算  
香川県流域下水道事業会計

(第 4 号)





第4号

## 令和5年度香川県流域下水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	3市5町
(2) 年間総処理水量	10,835,000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	29,604 m <sup>3</sup>
(4) 建設改良事業	771,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		2,174,894 千円
第1項 営業収益		1,055,677 千円
第2項 営業外収益		1,119,217 千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		2,170,570 千円
第1項 営業費用		2,135,746 千円
第2項 営業外費用		34,824 千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額232,675千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）

	収	入
第1款 資本的収入		771,600千円
第1項 企業債		186,500千円
第2項 国庫補助金		369,166千円
第3項 建設負担金		202,177千円
第4項 他会計補助金		13,757千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,004,275千円
第1項 建設改良費		771,600千円
第2項 固定資産購入費		1,211千円
第3項 企業債償還金		231,464千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処理業務委託事業 (大東川処理区)	令和6年度	140,000千円
下水汚泥処理業務委託事業 (金倉川処理区)	令和6年度	95,000
幹線管渠維持修繕工事 (大東川処理区)	令和6年度	1,500

幹線管渠維持修繕工事 (金倉川処理区)	令和6年度	1,500
浄化センター改築工事(機械設備) (大東川処理区)	令和6年度	150,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県流域下水道事業建設改良費	千円 186,500	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 25,134 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、183,718千円である。



令和4年度補正予算

一般会計

(第5号)



## 令和4年度香川県一般会計補正予算議案

令和4年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,598,102千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ551,304,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 101,364,608	千円 1,129,145	千円 102,493,753
	1 国庫負担金	23,828,848	383,391	24,212,239
	2 国庫補助金	76,148,918	745,754	76,894,672
12 繰入金		19,376,582	446,957	19,823,539
	2 基金繰入金	18,941,371	446,957	19,388,328
15 県債		44,790,000	22,000	44,812,000



	1 県 債	44,790,000	22,000	44,812,000
歳 入 合 計		549,706,537	1,598,102	551,304,639

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 75,258,989	千円 21,420	千円 75,280,409
	1 社会福祉費	57,539,081	21,420	57,560,501
4 衛生費		41,185,247	11,600	41,196,847
	2 環境衛生費	4,455,642	11,600	4,467,242
6 農林水産業費		20,374,864	1,178,483	21,553,347
	1 農業費	6,493,620	292,135	6,785,755
	2 畜産業費	2,133,315	840,818	2,974,133
	5 水産業費	1,297,632	45,530	1,343,162
7 商工費		63,000,385	308,000	63,308,385

	1 商 工 業 費	52,116,959	308,000	52,424,959
9 警 察 費		26,728,955	38,359	26,767,314
	2 警 察 活 動 費	1,931,048	38,359	1,969,407
10 教 育 費		94,781,272	40,240	94,821,512
	1 教 育 総 務 費	16,905,495	19,500	16,924,995
	3 高 等 学 校 費	21,316,114	6,900	21,323,014
	4 特 別 支 援 学 校 費	8,488,195	4,860	8,493,055
	6 保 健 体 育 費	4,070,855	8,980	4,079,835
歳 出 合 計		549,706,537	1,598,102	551,304,639

第 2 表			
追 加			
繰 越 明 許 費 補 正			
款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費			千円 21,420
	1 社会福祉費		21,420
		通園用バス安全装置設置対応補助事業 ( 障 害 福 祉 課 )	21,420
4 衛 生 費			11,600
	2 環境衛生費		11,600
		瀬戸内海国立公園等魅力向上事業	11,600
6 農林水産業費			692,187
	1 農 業 費		292,135
		産地生産基盤パワーアップ事業	292,135
	2 畜 産 業 費		354,522
		鳥インフルエンザ緊急対策資金 利子・保証料補給事業	2,000
		鳥インフルエンザ防疫対応事業	8,673
		鳥インフルエンザ出荷制限農場等支援対策事業	343,849
5 水 産 業 費		45,530	

		漁業経営セーフティネット加入促進支援事業	45,530
7	商工費		246,000
	1	商工業費	246,000
		香川県伴走型経営改善支援 融資保証料補給事業	246,000
9	警察費		38,359
	2	警察活動費	38,359
		特定交通安全施設事業	38,359
10	教育費		33,340
	1	教育総務費	19,500
		通園用バス安全装置設置対応補助事業 (総務学事課)	19,500
	4	特別支援 学校費	4,860
		通園用バス安全装置設置対応補助事業 (特別支援教育課)	4,860
	6	保健体育費	8,980
		通園用バス安全装置設置対応補助事業 (保健体育課)	8,980
計			1,042,906

第 3 表

## 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補正額	計			
自 然 保 護 費	千円 7,000	千円 5,000	千円 12,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
交通安全施設整備事業費	406,000	17,000	423,000	同 上	同 上	同 上
計	44,790,000	22,000	44,812,000			

# 予 算 外 議 案

(第 6 号～第 30 号)





### 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～250 略				1～250 略			
251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	9,700円	251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	10,100円
252～374 略				252～374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	略 その他分析 試料調製  食品・食品 原料分析 略	略  2,350円を超えない範囲 で規則で定める額  略		375 香川県産業技術センター手数料	略 その他分析 その他  食品・食品 原料分析 略	略 1件  略	実費を基準として 知事が定める額
376～515 略				376～515 略			
515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料	略			515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料		1件	400円
515の3 法第15条第1項の建築工事届出済証		1件	400円				

明手数料			
515の4 法第43条第2項第1号の接道に関する認定申請手数料	略		
516～521の3 略			
522 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
522の2 法第52条第6項第3号の容積率に関する認定申請手数料		1件	27,000円
523 法第52条第10項、第11項又は第14項の容積率に関する許可申請手数料	略		
524～525 略			
526 法第55条第2項の高さに関する認定申請手数料	略		
526の2 法第55条第3項の高さに関する許可申請手数料		1件	16万円
527 法第55条第4項各号の高さに関する許可申請手数料	略		
528～531 略			
532 法第57条の4第1項の特例容積率適用地区の高さに関する許可申請手数料	略		

515の3 法第43条第2項第1号の接道に関する認定申請手数料	略		
516～521の3 略			
522 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
523 法第52条第10項、第11項又は第14項の容積率に関する許可申請手数料	略		
524～525 略			
526 法第55条第2項の高さに関する認定申請手数料	略		
527 法第55条第3項各号の高さに関する許可申請手数料		1件	16万円
528～531 略			
532 法第57条の4第1項の特例容積率適用地区の高さに関する許可申請手数料	略		

532の2 法第58条第2 項の高さに関する許可 申請手数料		1件	16万円
533 法第59条第1項第 3号の高度利用地区に おける建築物に関する 許可申請手数料	略		
534～598 略			

備考  
略

533 法第59条第1項第 3号の高度利用地区に おける建築物に関する 許可申請手数料	略		
534～598 略			

備考  
略

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 第7号

## 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1～8 略			1～8 略		
9 駐車監視員 資格者証再交 付手数料	略		9 駐車監視員 資格者証再交 付手数料	略	
9の2 特定自 動運行許可申 請手数料		<u>1件につき79,200円</u>			
9の3 特定自 動運行計画変 更許可申請手 数料		<u>1件につき78,500円</u>			
10 道路使用許 可申請手数料	略		10 道路使用許 可申請手数料	略	
11～32 略			11～32 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 第8号

## 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="232 472 322 504">附 則</p> <p data-bbox="152 549 893 580">3 この条例は、<u>令和15年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1223 472 1312 504">附 則</p> <p data-bbox="1149 549 1879 580">3 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 香川県企業誘致条例の一部を改正する条例議案

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設若しくは観光施設（以下「対象施設」という。）を設置する企業又は産業用地の整備を行う企業に対し、助成措置を講ずることによって<u>企業誘致を推進し</u>、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設（<u>他の製造業者等に賃貸するものを除く。</u>）であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>産業用地 工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は物流拠点施設を設置するために整備する土地の区域をいう。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が<u>対象施設等（対象施設又は産業用地をいう。以下同じ。）</u>を設置し、又は整備しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該<u>対象施設等</u>の設置又は整備が雇用機会</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設又は観光施設を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによって<u>その立地を促進し</u>、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、<u>その</u>製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が<u>工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設又は観光施設（以下「対象施設」という。）</u>を設置しようとする場合（<u>物流拠点施設にあっては、製造業者等に賃貸する目</u></p>

の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設等の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。

## 2・3 略

(助言及び情報の提供)

第4条 知事は、前条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）であって対象施設を設置しようとするものに対して、対象施設の用地の取得、労働力の充足、資金の調達その他の当該対象施設の設置又は運営に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

2 知事は、指定企業であって産業用地を整備しようとするものに対して、資金の調達その他の当該産業用地の整備に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

(助成金の交付)

第5条 知事は、指定企業が当該対象施設において業務を開始したとき、又は当該産業用地の整備を完了したときは、対象施設等の区分に応じ、規則で定めるところにより算出した額の助成金を、当該指定企業に対して交付することができる。

## 2・3 略

(指定の取消し)

第6条 略

(1) 当該指定に係る対象施設等が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2)～(4) 略

(報告及び調査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設等その他の事業を行う場所に

的に設置しようとする場合を含む。）において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。

## 2 略

3 第1項の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(助言及び情報の提供)

第4条 知事は、前条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対して、対象施設の用地の取得、労働力の充足、資金の調達その他の当該対象施設の設置又は運営に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

(助成金の交付)

第5条 知事は、指定企業が当該対象施設において業務を開始したときは、対象施設の区分に応じ、規則で定めるところにより算出した額の助成金をその業務の開始の日以後において、当該指定企業に対して交付することができる。

## 2・3 略

(指定の取消し)

第6条 知事は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 当該指定に係る対象施設が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2)～(4) 略

(報告及び調査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設その他の事業を行う場所に立



立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 令和8年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に香川県企業誘致条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 平成35年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

第10号

## 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。 ア 別表の第1の(1)に規定する要件を満たす幼稚園 イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、別表の第1の(2)に規定する要件を満たすもの (2) 保育所型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育所である認定こども園をいう。 (3) 地方裁量型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育機能施設である認定こども園をいう。</p> <p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</p>

5 略

6 別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する看護師等（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項及び次項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、規則で定めるところにより、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

略		
附則第5項	略	
附則第6項	別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者	看護師等

別表（第3条関係）

- 第1 略
- 第2 略

5 略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略	
附則第5項	略

別表（第3条関係）

- 第1 略
- 第2 職員の配置

(1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。

- ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人
- イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人
- ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね20人につき1人
- エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人

## 第3 略

## 第4～第6 略

## 第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づくものであること。

(2) 子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(3) 略

## 第8・第9 略

## 第10 管理及び運営等

(1)～(4) 略

(5) 子どもの安全の確保等

ア・イ 略

ウ 子どもの通園又は園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

エ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装

(2)・(3) 略

## 第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。

(2)～(5) 略

## 第4～第6 略

## 第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

## 第8・第9 略

## 第10 管理及び運営等

(1)～(4) 略

(5) 子どもの安全の確保等

ア・イ 略

置を備え、これを用いて子どもの所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

(6)～(11) 略

(6)～(11) 略

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間において、改正後の別表第10の(5)エに規定する自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情があるときは、同表第10の(5)エ中「を備え、これを用いて」とあるのは、「の設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。

第11号

## 公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生等に係る措置の基準) 第5条 略</p> <p>(1)～(18) 略 (19) <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>	<p>(衛生等に係る措置の基準) 第5条 前2条に規定するもののほか、公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 略 (19) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（指定希少野生生物の指定等）</p> <p>第8条 知事は、希少野生生物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（<u>同条第6項に規定する特定第二種国内希少野生動植物種を除く。</u>）及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生生物として指定することができる。</p> <p>2～9 略</p>	<p style="text-align: center;">（指定希少野生生物の指定等）</p> <p>第8条 知事は、希少野生生物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生生物として指定することができる。</p> <p>2～9 略</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第13号

## 香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例議案

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p>(大学院) 第3条 略</p> <p>(修業年限) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p><u>(専攻科)</u> 第3条 大学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。</p> <p>(大学院) 第4条 略</p> <p>(修業年限) 第5条 略 <u>2 専攻科の修業年限は、1年とする。</u> 3 略</p> <p>第6条・第7条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3条に規定する助産学専攻科は、令和5年3月31日に当該専攻科に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学生が納付すべき授業料の額については、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----



(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立 保健医療大学	授業料 学部 略		
	大学院 略		
(3)~(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立 保健医療大学 選考手数料	学部 略		
	博士課程の前期又は後期の		

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。  
2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立 保健医療大学	授業料 学部 略		
	専攻科 学生	1年度	535,800円
	研究生	1月	29,700円
	科目等履修生	1単位	14,800円
	特別聴講学生	1単位	14,800円
	聴講生	1単位	14,800円
	大学院 略		
(3)~(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立 保健医療大学 選考手数料	学部 略		
	専攻科 学生	1件	18,000円
	研究生	1件	9,800円
	科目等履修生	1件	9,800円
	博士課程の前期又は後期の		

	課程 略		
237 香川県立 保健医療大学 入学金	学部 略		
	博士課程の前期又は後期の 課程 略		
238 香川県立 保健医療大学 証明手数料	学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは 聴講生又は旧香川県立医療 短期大学の学生、研究生、 科目等履修生、特別聴講学 生若しくは聴講生若しくは 旧香川県臨床検査専門学校 若しくは旧香川県看護専門 学校の学生であった者に係 るもの	略	
239~598 略			

備考  
略

	課程 略		
237 香川県立 保健医療大学 入学金	学部 略 専攻科 学生 県内者 その他の者 研究生 科目等履修生 博士課程の前期又は後期の 課程 略	1件 1件 1件 1件	118,400円 219,900円 50,700円 16,900円
238 香川県立 保健医療大学 証明手数料	学部、専攻科及び大学院の 学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは 聴講生又は旧香川県立医療 短期大学の学生、研究生、 科目等履修生、特別聴講学 生若しくは聴講生若しくは 旧香川県臨床検査専門学校 若しくは旧香川県看護専門 学校の学生であった者に係 るもの	1件	400円
239~598 略			

備考  
略

## 香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例議案

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例（平成29年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険事業費納付金の額の算定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）</u>及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p>	<p>(国民健康保険事業費納付金の額の算定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）</u>及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第15号

## 香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例及び香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例議案

(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第1条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年香川県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>別表(第3条関係) 第1 教育及び保育の提供 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2)・(3) 略 第2～第6 略 第7 教育及び保育の内容 (1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の要件について定めるものとする。</p> <p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係) 第1 教育及び保育の提供 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2)・(3) 略 第2～第6 略 第7 教育及び保育の内容 (1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣</u>が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び</p>

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略  
第8～第10 略

保育所保育指針(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略  
第8～第10 略

(香川県子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

第2条 香川県子ども・子育て支援会議条例(平成25年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例議案

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)                      第2条 略</p> <p>(適用除外)                      第3条 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～12 略                              13 略                              (1)・(2) 略                              (3) 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第64条第1項第2号に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転                              (4) 略</p> </div>	<p>(行為の制限)                      第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。                      (1)～(7) 略                      2・3 略</p> <p>(適用除外)                      第3条 別表第2に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～12 略                              13 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為                              (1)・(2) 略                              (3) 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転                              (4) 略</p> </div>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

第18号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（し尿処理施設等検査業務手当）</p> <p>第9条 し尿処理施設等検査業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1） <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定により、現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>（2） <u>下水道の管渠内<sup>きよ</sup>において行う工事（改築、修繕又は維持に係るものに限る。）の監督又は検査の業務</u></p> <p>2 略</p>	<p>（し尿処理施設等検査業務手当）</p> <p>第9条 し尿処理施設等検査業務手当は、職員が<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定により、現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査で人事委員会規則で定めるもの</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 し尿処理施設等検査業務手当の額は、従事した日1日につき270円とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第3条 略  (1) 県立学校職員 <u>2,491人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,513人</u> 2・3 略	(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>2,495人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,524人</u> 2・3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第20号

## 香川県文化芸術振興計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県文化芸術振興計画を策定することについて、議会の議決を求める。

## 第2期香川県健やか子ども支援計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第2期香川県健やか子ども支援計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第22号

## 財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

## 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 売却物件 | さぬき市昭和字白羽乙121番75 外3筆<br>宅地外 32,248.83㎡ |
| 2 売却金額 | 350,139,413円                           |
| 3 売却先  | 愛媛県東温市南方2295番地1<br>丸協運輸株式会社            |

## 権利の放棄について

県の貸付金に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

### 記

#### 1 放棄する権利の内容

区 分	貸付年度	貸付を受けた者	放棄する権利の内容

#### 2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。



区 分	調 定 年 度	主 た る 債 務 者	放 棄 す る 権 利 の 内 容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第25号

### 流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和5年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

## (1) 大東川処理区

市 町 名	負 担 額
丸 亀 市	流入水量に1立方メートル当たり100円76銭を乗じて得た額
坂 出 市	同 上
宇 多 津 町	同 上
綾 川 町	同 上

## (2) 金倉川処理区

市 町 名	負 担 額
善 通 寺 市	流入水量に1立方メートル当たり91円52銭を乗じて得た額
琴 平 町	同 上
多 度 津 町	同 上
まんのう町	同 上



## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

### 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）建築工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 12,527,956,100円  
変更後 13,549,813,200円
- 5 工 事 請 負 人 高松市中央町11番11号  
大林・合田・菅特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社大林組四国支店  
常務執行役員支店長 佐々木 嘉仁  
株式会社合田工務店  
代 表 取 締 役 森田 紘一  
株式会社菅組  
代 表 取 締 役 菅 徹夫

第27号

## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

## 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）給排水衛生設備工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 794,860,000円  
変更後 844,046,500円
- 5 工 事 請 負 人 観音寺市坂本町七丁目2番10号  
三宅産業・織田設備建設共同企業体  
代表者 三宅産業株式会社  
代表取締役 三宅 慎二  
織田設備株式会社  
代表取締役 織田 将男

## 公平委員会の事務の受託の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項に基づく公平委員会の事務の受託の変更について、次のとおり議会の議決を求める。

### 記

善通寺市ほか6町競艇事業組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約  
 善通寺市ほか6町競艇事業組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。  
 次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p><u>香川県中部ボートレース事業組合</u>と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約</p> <p>(公平委員会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、<u>香川県中部ボートレース事業組合</u>（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p><u>善通寺市ほか6町競艇事業組合</u>と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約</p> <p>(公平委員会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、<u>善通寺市ほか6町競艇事業組合</u>（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

第29号

## 包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告                                       |
| 2 契約の始期  | 令和5年4月1日  |
| 3 契約の金額  | 11,682,000円を上限とする金額   |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市昭和町二丁目5番3-101号 J. CREST高松昭和町<br>氏 名 山崎 泰志<br>資 格 公認会計士 |



住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金等の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。